

令和7年11月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月10日 月曜日 午後3時01分から午後3時51分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ 多目的ホール
- 3 出席委員 (30人)

会 長	15番	江原 宏昭			
農業委員	1番	尾古 礼隆	8番	中川 勝彦	
	2番	佐伯 守	9番	小谷 恵	
	3番	前田 繁昌	10番	岡田 浩司	
	4番	石原 文義	11番	森田 博文	
	5番	安藤 幹雄	12番	濱田 巖	
	6番	矢田 考志	13番	米澤 誠一	
	7番	山下 一郎	14番	遠藤 幸子	

推進委員	1番	小原 啓一	9番	二宮 聖貴	
	2番	高見 昭久	10番	吉野 徹	
	3番	永岡 幸光	11番	青木 尚	
	4番	福永 博昭	12番	上田 陽介	
	5番	山崎 拓司	13番	椎木 知奈美	
	6番	河村 富士夫	14番	野口 浩義	
	7番	高虫 秀樹	15番	山根 章司	
	8番	戸野 悦宏			

- 4 議事録署名委員の決定 (5番 安藤 幹雄、6番 矢田 考志)

5 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 大山町農業振興地域整備計画の変更(編入及び一部除外)について
- 議案第4号 地籍調査事業に係る農地の地目変更について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

6 報告事項

- (1) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- (2) 賃貸借の解約について
- (3) その他

7 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

8 農業委員会事務局職員

局 長	徳 永 貴
主 幹	坂 田 真 寛
主 幹	西 川 援
事務補助員	山根江利子

9 会議の概要

事務局 それでは、議長よろしくお願ひいたします。

議長 【議長挨拶】

- ・大山町合併20周年記念式典について。
- ・中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会について。

議長 それでは、本日は全員の出席ということですので、会議が成立することを報告いたします。

続きまして、議事録署名人の決定ですけど、5番委員さん、それから6番委員さんをお願いしたいと思います。

議長 それでは、会務報告を事務局の方からよろしくお願ひします。

事務局 【会務報告】

- (10月10日) ・定例農業委員会について。
- (10月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (10月22日) ・鳥取県常設審議委員会について。
- (10月25日、26日) ・新規就農相談会(町内向け)について。
- (10月 3日) ・人・農地担当チーム会議について。
- (10月6日～7日) ・中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会について。

議長 ありがとうございました。

議長 それでは、議案の審議に入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由のほうを説明させていただきます。

番号38、〇〇、畑1筆、1, 148㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。

本申請は、手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ今回取得されることになったものです。取得農地では花木を作付けされる予定です。

番号39、〇〇、田6筆、畑1筆、合計8, 218㎡。売買で、売買価格は全体で※円になります。

本申請は、全ての農地を手放したい譲渡人が譲受人と協議をされ、今回取得されることになったものです。取得農地では田んぼは水稻、畑は野菜を作付け

される予定です。

2 ページに行っていたきまして、番号 40、〇〇、田 10 筆、畑 1 筆、合計 21, 827㎡。こちらは親子間の贈与です。

本申請は生前贈与を希望され、そのために申請になったものになります。取得農地では田は水稻、畑はその水稻作付けのための育苗をされる予定です。

いずれも、農地法第 3 条の許可要件であります「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、ここで現地確認の報告をお願いします。

番号 38 番を農委 12 番委員さん。番号 39、40 番を農委 6 番委員さんからお願いします。

最初に、農委 12 番委員さん、お願いします。

農委 12 番委員 12 番です。午前中に、農委 6 番委員、農委 7 番委員、それから事務局と現地確認に行って参りました。

38 番ですけれども、ここはきれいに管理されていて、草も刈られて、次に買われる方が花木を植えられるということで、きれいに整地されていきました。

審議をよろしくお願いします。

議長

続きまして 39 番、40 番を、農委 6 番委員さん、お願いします。

農委 6 番委員 はい。6 番です。今日はですね、農委 12 番委員と農委 7 番委員と私とで、現地確認を行いました。

39 番に関してですが、1 番上の△△△△、これは畑ということで、野菜を植えられておりましたし、周りもきれいに管理されておりました。また、その他の 6 筆に関しては、今年度、水稻が作付けされておりましたし、周りも管理されておりました。

申請番号 40 ですが、1 番上の地番△△△△ですが、ハウスが建っておりましたが、周りも管理されておりましたし、その他の田んぼ 10 筆でもですね、今年度、水稻が作付けされてまして、畦畔もしっかり草刈りしてありましたし管理されておりました。

現地確認は以上です。審議のほど、よろしくお願いします。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、申請番号の 38 番を審議します。

質問のある方は、挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、許可することに決定をいたします。

議長

続きまして、議事参与の審議を行います。

推委13番委員さん（議事参与の制限のため）退室をお願いします。

（推委13番委員、退室）

それでは、これから39番、40番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい。ありがとうございます。

挙手多数により、許可することに決定をいたします。

（推委13番委員、入室）

議長

それでは続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

まず番号18について説明いたします。3ページを御覧ください。目的は太陽光発電施設の設置、譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

位置図につきましては、4ページを御覧ください。◎◎◎◎◎◎のある△△の交差点から西へ約200mの位置にある農地になります。道路から落ち込んだ場所で、西側には太陽光発電施設が設置されています。

地権者についてですが、過去には近隣の農家さんへ貸付けを打診するも、大型機械が入らないということで断られ、耕作状況としては5年くらい保全管理のみという状況でございます。

農地区分ですが、〇〇〇駅から300m以内にある農地で第3種農地となり、許可根拠としては「原則許可」となります。

パネル等の配置については、5ページの土地利用計画図を御覧ください。

土地中央にあぜ道がありまして、設置不可ということで、170枚のパネルと関連機器、それから高さ1.5mのフェンスを図のとおり配置する計画でございます。

また、雨水排水については、野立てで、そのまま設置するため、自然浸透させる計画でございます。

管理については、申請者であります▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽の協力会社が、フェンスの内側、外側ともに年2回の除草作業を行う計画でございます。また太陽光発電施設設置にあたり、自治会長からは「草刈りをきちんとしてほしい」と要望があったようですが、必要に応じて対応は可能というふうに聞いております。

また、事業終了後のパネル撤去についてでございますが、事業としては25年間の計画ですが、廃棄費用を毎月積み立てて、関係法令を遵守して撤去及び処分を行うという計画でございます。

太陽光発電関係で必要な書類としましては、▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼株式会社からの太陽光発電設備連係に伴う承諾を得られております。また、発電設備設置後は、上物の発電設備のみを▲▲▲▲に譲渡するという事業形態であるため、その譲渡契約書の写しも添付されております。

これによりまして、発電事業者イコール電力買主というふうになりますが、▲▲▲▲は経済産業省から小売電気事業者登録されている事業者であることを確認しております。

その他の添付書類としましては、残高証明書、それから計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないものと判断しております。

番号18についての説明は以上です。

続きまして、番号19について説明をいたします。

もう一度、3ページのほうに戻っていただけたらと思います。

目的は同じく太陽光発電施設の設置となります。譲渡人・譲受人については記載のとおりです。

申請者は、番号18とは別の事業者となっております。

位置図については、6ページを御覧ください。○○○○○○の東側にある農地になります。

地権者の営農状況についてですが、3年前から休耕中というふうに聞いております。

以前は息子さんと一緒に米を作っておられましたが、息子さんが仕事で忙しくなり、所有者さんも年齢的に一人では農作業ができなくなりました。進入路も狭い農地であり、農地の貸出しも検討されましたが断られていたという状況の中で太陽光発電事業者から話があり、売却することにしたということでございます。

パネル等の配置につきましては、7ページの土地利用計画図を御覧ください。

132枚のパネルと関連機器、それから高さ1.2mのフェンスを図のとおり配置する計画でございます。

こちらでも野立てで設置しますので、雨水排水については、自然浸透させる計画となっております。

このたびの太陽光パネル設置事業にあたり、自治会長および近隣の方のお宅を訪問し説明をされましたが、特に質問等は無かったというふうに聞いております。

また、雑草管理についてはフェンスの内側、それから外側ともに年2回以上行う予定ですが、門扉にフリーダイヤルを明記した看板を設置し、近隣から要望があれば対応されるというふうに聞いております。

また、事業終了後のパネルの撤去等につきましては、この事業が決定した時点で撤去時の予算は確保されており、不要となった場合は産廃業者へ依頼する流れができているということです。

ただし、20年後における日本では再生可能エネルギーが主電源となっていることを見込みまして、撤去ではなくて、既存のパネルの上から湾曲する薄いパネルを設置することも想定されています。

また、廃棄物の処理は、優良廃棄物処理業者認定制度における認定を受けた業者を選定する計画となっております。

そして、太陽光発電関係に必要な書類としましては、▼▼▼▼▼▼▼▼▼▼株式会社からの太陽光設備連係に伴う承諾を得られておりまして、電力受電契約書、そういった写しも添付されています。

また、電力買主が、経済産業省から小売電気事業者登録されている事業者であることも確認しております。

その他の書類としましては、残高証明書であるとか隣接耕作者の同意、それから計画面積及び被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特に問題はないと判断しております。

番号19についての説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ここで現地確認の報告をお願いします。

18番、19番について、農委12番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委12番委員 12番です。

午前中の現地確認で、18番と19番に行って参りました。

18番のほうですが、場所は国道9号線と、〇〇〇9号線、〇〇から入って〇〇〇駅へ向かう間の窪地にあります。

道路から5mぐらい下がったところに水田がありまして、その隣に、この太陽光の予定地の隣がもう既に太陽光パネルが敷設されていて、そういう場所でした。

進入路が非常に狭くて、なかなか農業するにも大変な場所だなという感じがしています。

耕作者の人はずっと草刈りをされて、保全管理されていたようですけれども、このたび、ソーラーの話があって、そこをするという格好になったみたいです。見た感じとしては、しょうがないかなという気がいたしました。

19番ですが、これも9号線、さっきの場所の反対側になるんですけれども、この場所もかなり道路から下がった場所で、進入路が非常に狭い状況でした。3年ほど管理されていなくて、草がかなりあったんですけれども、今日、現地確認したところきれいに草も刈られてある状態でした。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。始めに、18番の審議を行います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして、19番の審議も行います。

質問のある方は、挙手をお願いします。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第3号、大山町農業振興地域整備計画の変更（編入及び一部除外）について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

まず、編入予定の14筆について説明いたします。

10ページ以降に一覧図及び拡大した位置図を載せております。〇〇〇9筆、□□4筆、◇◇1筆でございます。

編入理由について説明いたします。

〇〇〇の申請地につきましては、これまで耕作していない状況により農用地から除外されていましたが、農地再生等により現在は耕作、あるいは管理されている状況でございます。

また、◇◇及び□□の申請地につきましては、現に周辺農地と一体に管理・耕作されておりまして、今後も農用地区域として一体的に農業振興を図っていくことが必要と考え、今回の編入手続きに至っております。

続きまして、一部除外について説明いたします。

申請位置につきましては、14ページを御覧ください。

こちらは9月の定例会におきまして、大山町長から「地域計画変更に対する意見照会」ということで御審議いただいた案件になります。

他の団体への意見照会でも異議はなく、10月7日付で地域計画変更が完了したことから、次の手続きとしまして農振除外の申出があり、このたび農業委員会へ意見照会があったものになります。

15ページには土地利用計画図のほうを、16ページには立面図のほうを載せております。

土地の選定理由としましては、申請者は〇〇〇内のアパートで家族3人が生活をされていますが、子育てや将来の介護を考えまして、実家近隣の土地ということで検討されてきました。

事業内容につきましては、地域計画変更の手続き以降、特に内容に変更はなく、一筆を分筆して、15ページの太線の中に住宅を建築したいという計画で

現在も諸々の調整を進めているという状況でございます。

特に異議がなく進んだ場合ですけれども、農地転用許可申請につきましては、令和8年1月の農業委員会定例会で審議となる見込みでございます。

説明については、以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

ここで現地確認の報告をお願いします。

編入の1番から9番までを農委7番委員さん。10番から14番までを農委6番委員さん。

農委7番委員さん、お願いします。

農委7番委員

はい。7番です。

午前中、確認に行きまして。

この〇〇〇〇△△△△番ということで、場所としては〇〇地内の農地でございます。

先ほど事務局から説明がありましたように、上3つについては、今時点では牧草が作っておりますし、以前は農地だった、その後に放棄地になって、非農地にして、その後また再生されて農地になったということで、ずっと変遷がございましたけれども、現に一団の農地の一部として、きれいな農地になっております。

それから4番目についても、一団の農地の中の一部なんですけれども、これは理由が分かりませんが、その周辺は全て農振農用地に入っておりますけれども、この筆だけが落ちておったということで、今回、一団の農地の中ということなので、農振農用地に編入をということで出ておまして、現地のほうはウドが作ってございましたけれども、その側はちょっと荒れておりましたけれども、年に1回は草刈り等しておられるということで、農地として十分使える場所でございます。

それから、5番から9番につきましては、現に芝が作ってございます。ここも、その右隣って言いますか東側については、農振農用地に入っております、その間に道路敷きがあって、農道でしたけれども、そこは地主の方に払下げを受けて農地として管理をしておられる。今現在も芝が耕作してあり、一団の農地であるため、農振に入ることについては、問題がないのかなということで現地を見て参りました。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

農委6番委員さん。

農委6番委員

はい。6番です。

まず10番の◇◇ですが、図面を見ると、いびつな形にはなっていますが、圃場としては、一帯は水田として活用されております。図を見ると、下の飛び出しているところとか、そこは管理はされているんですが、これは一番奥になっておまして、車の転回等をしないといけない関係上、水田にはな

らないんですが、ちゃんと管理されております。恐らく、ここ一帯がですね、農業振興地域になっていますが、ここだけが外されてなっていないかったということでの今回の申請だと思います。水田ですっと作っておられますし、管理されているということでは問題ないんじゃないかというところです。

それと、次の□□の4筆なんですが、これも水田の活用がちゃんとされておりました。

一部、芝生が植えてあるところがありましたけれども、しっかり管理されております。右上のほうの圃場と同じような感じで管理されておりましたので、ここを同じように、一体ということで農業振興地域として良いんじゃないかなというふうに見て参りました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして議案第4号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号、地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり大山町長から照会があったので意見を求めます。

9月には大山地区の照会を受けましたが、このたび、中山地区の照会を受けております。

〇〇〇の各一部になりますが、17ページ右側の表から、はぐっていただいた18ページの左側の表を御覧ください。これら64筆が、表の中央の項目に記載されています「地籍調査後の地目」へ変更になる予定となっております。

調査図の一覧図は18ページ右側からになりますが、調査をした結果、現状はそれぞれ19ページから29ページまでの図面のようになっております。このように分筆や合筆を行いながら登記していくという図面となっております。

地籍調査事業についての説明ですけれども、市町村が主体となって、一筆、一筆ごとに、土地の所有者、地番、地目を調査して、境界の位置とか面積を測量する調査となっております。

土地に関する記録については登記所、ここでは法務局米子支局において管理をされておりますが、備えつけられている地図や図面というのは古いものもありまして、境界や形状などが現在の状況とは異なっているものもあります。

また、登記簿謄本に記載された情報も現状とは異なっている場合がありますので、地籍調査の成果によりまして、登記簿や地図が更新されていくというような流れとなっております。

このたび照会のありました各一覧表の土地につきましては、担当地区の農委1番委員と10月22日に現地調査を行って参りました。

状況につきましては、地籍調査で見立てた地目と同様でしたので、報告をさせていただきます。

説明については、以上となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。

ここで現地確認の報告をお願いします。

1番から64番まで、農委1番委員さん、よろしくお願いいたします。

農委1番委員

1番です。

地籍調査後の現地確認を、先ほど事務局から報告があったとおり、全てのところを確認して参りました。

報告があったとおり、全ての地目が変更どおりの、調査後の地目が変わっておったことを確認して参りました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは初めに、議事参与の37番を除いた1番から36番と、38番から64番の審議を行います。

質問のある方は挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

議長

続きまして、議事参与の審議を行います。

それでは、これから37番の審議をいたします。

(農委1番委員、議事参与の制限のため退室)

質問のある方は挙手をお願いします。

はい。それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

(農委1番委員、入室)

議長

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり、照会がありましたの

で意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

はい。それでは始めに、議事参与となっている農地番号欄の10番から13番、45番から47番、48番から49番を除いた番号について審議をいたします。

質問のある方は、挙手をお願いします。

それでは、ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。ありがとうございます。

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長

続いて、議事参与の審議を行いたいと思います。

農委10番委員さん。

(農委10番委員、議事参与の制限のため退室)

では、これから10番から13番、48番から49番を審議します。

質問のある方は挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。挙手多数により承認することに決定をいたします。

(農委10番委員、入室)

続きまして推委12番委員さん、退室をお願いします。

(推委12番委員、議事参与の制限のため退室)

これから45番から47番を、審議いたします。

何か質問のある方は挙手をお願いします。

はい。ないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、承認することに決定をいたします。

(推委12番委員、入室)

議長

では続きまして、報告事項になりますが、33ページ、34ページ、35、36ページについて、後で見ておいてください。

議長

それでは続きまして、12月の定例農業委員会の日程になりますけど、定例会というのは10日が基本になっておりますけれど、会場の都合により、12月は12月9日、火曜日の午後3時から、同じく保健福祉センターなわで行い

たいと思います。

現地確認当番は、農委1番委員さん、推委10番委員さん、推委11番委員さんです。よろしくお願いします。

続きまして、事務局よりお願いします。

事務局

【その他】

- ・積立旅行について。
- ・農地利用最適化活動研修会について。
- ・各地区の世話人さんからのお話について。

議長

それでは、何かありませんでしょうか。

なければ閉会といたしたいと思います。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 安藤 幹雄

議事録署名委員 矢田 考志

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。